

法務局における遺言書の保管等に関する法律について

○自筆証書遺言に係る現状と課題

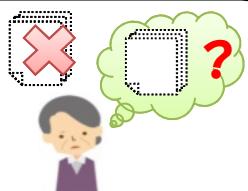
現 状

自筆証書遺言に係る遺言書は自宅で保管されることが多い。



問題点

- ・ 遺言書が紛失・消失するおそれがある。
- ・ 相続人により遺言書の廃棄、隠匿、改ざんが行われるおそれがある。
- ・ これらの問題により相続をめぐる紛争が生じるおそれがある。



対応策

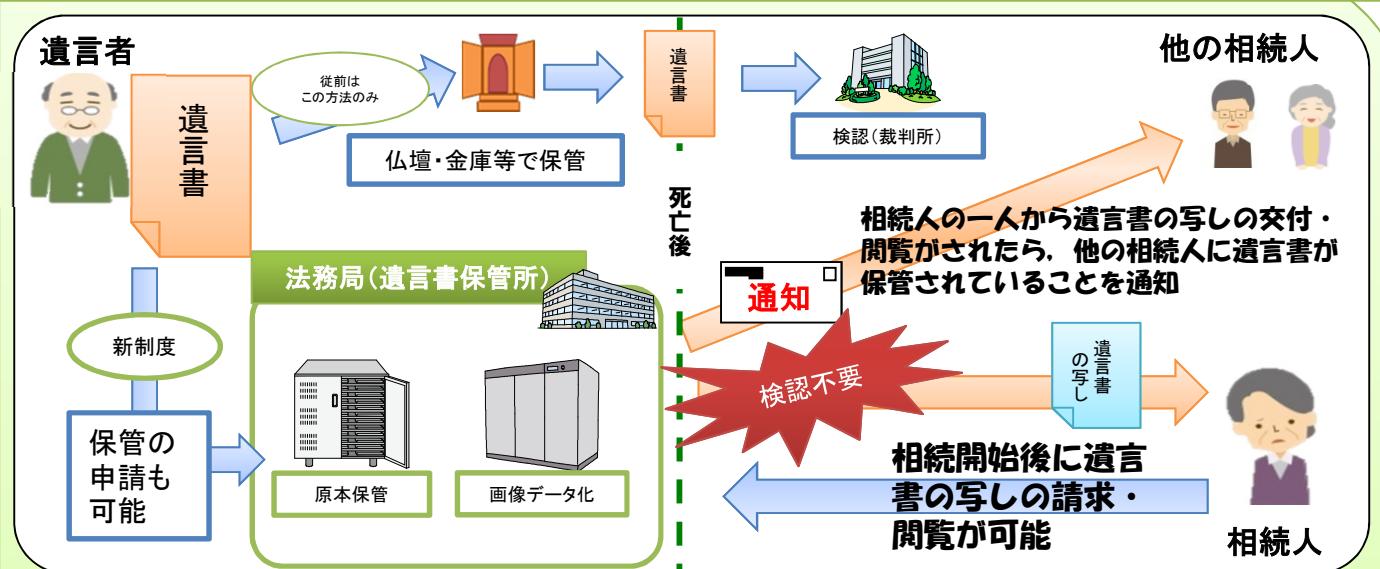
公的機関で遺言書を保管する制度を創設

【法務局で保管する利点】

- ・ 全国一律のサービスを提供できる
- ・ プライバシーを確保できる
- ・ 相続登記の促進につなげることが可能



○法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設



効 果

遺言書の紛失や隠匿等の防止
遺言書の存在の把握が容易

- ・ 遺言者の最終意思の実現
- ・ 相続手続の円滑化

